

## (単元) 基本的人権の保障と新しい人権

## (本時のねらい)

- ①日本国憲法が基本的人権をどのように規定しているか理解させながら、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とされることの意味を考えさせる。
- ②基本的人権について、具体的な事例をあげて示し、いかなる社会的背景の中で主張されてきたものなのかを理解させる。
- ③日本国憲法下において、基本的人権が必ずしも完全に保障されてきたものではなく、その保障のためのさまざまな工夫が行われてきたことを理解させる。

## (ICT活用方法)

従来は、学習内容の充実と授業スピードを両立させるため、空欄を設けた授業プリントを作成し、その空欄を埋める語句を板書するという方法を取ってきた。しかし、それでも板書に時間を取られ、思うように授業進度が確保できないという問題があった。

そこで、あらかじめ空欄に語句を書き込んだプリントの画面を教室前面のスクリーンに投影することで、板書時間を省略し授業のスピードを確保しようと考えた。また生徒は自分のペースで空欄を埋めることができるようになるため、説明を聞くことに集中できるようになるとも考えた。なお、授業プリントは元々電子データで作成しているため、パソコンにこれを表示し、プロジェクターに接続すれば、そのままスクリーンに投影できる。

## (本時の展開)

時間	学習活動	指導事項	ICT活用方法	備考
導入 5分	基本的人権について、以前の学習内容を振り返る。	基本的人権とは何か、その意義と歴史を確認する。	あらかじめ空欄に語句を書き込んだ授業プリントを教室前面のスクリーンに映す。	使用機器 ・パソコン ・電子黒板
展開 40分	日本国憲法における基本的人権の枠組みを知る。  平等権について学ぶ。	日本国憲法における基本的人権の一覧表を確認させる。  平等権の種類とそれを保障する憲法の条文について説明する。 社会に残る差	説明に合わせてページを切り替え、該当するプリントの箇所をカーソルで示す。  必要に応じてページを拡大する。	

	自由権について学ぶ。	別とその解決のための取組を説明する  自由権の種類とそれを保障する憲法の条文について説明する。 自由権に関する訴訟の事例を挙げる。		
まとめ 5分	本時の学習内容を振り返る。	本時の要点をまとめて説明する。		※補足など

(授業の様子)



(生徒の反応と課題，改善を要する点)

板書の時間がなくなっただけのため，説明に集中することができるようになり，授業のスピードを上げることができるようになった。また生徒からは，語句を記入する場所がわかりやすくなり，授業に集中することができたとの感想があった。

プリントの表示にあたっては，パソコンを全画面表示にしてできるだけ文字が大きく見やすくなるようにしたが，もう少しスクリーンが大きければ，より見やすく表示できると思った。また，電子黒板の拡大機能や電子ペンによる書き込み機能をもっと上手に使いこなせれば，よりわかりやすく説明できるようになると思うので，これから学んでいきたい。